

○ 茨城県立中央病院 臨床研修規程

(目的)

第1条 茨城県立中央病院における臨床研修を適正かつ円滑に行うことを目的として、本規程を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程に使用する用語の定義は、厚生労働省令施行通知「医政発第0612004号、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(以下、「臨床研修省令」という。)による。

(研修管理委員会の設置)

第3条 臨床研修の実施を統括管理することを目的に、研修管理委員会を置く。
2 委員長は病院長が任命し、副委員長はプログラム責任者とする。
3 研修管理委員会は年に3回定期開催するほか、必要に応じて委員長が開催する。
4 研修管理委員会の役割及び機能等について研修管理委員会規程を別に定める。

(研修ワーキング・グループの設置)

第4条 研修管理委員会の下部組織として研修ワーキング・グループ(以下、「研修WG」という。)を置き、臨床研修全般の身近な問題の具体的解決を図るとともに、より良い研修環境を整備する。
2 研修WGに議長を置く。
3 議長及び構成員は研修管理委員長が任命する。
4 研修WGは原則的に月例開催とするほか、議長が臨時に招集する。

(研修医の身分及び待遇等)

第5条 研修医の身分及び待遇等は次のとおりとする。
2 身分は、茨城県病院局会計年度任用職員とする。
3 所属は、臨床研修センターとする。
4 研修期間は、原則として2年間とする。
5 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
6 報酬及び待遇等は茨城県病院局会計年度任用職員取扱規程等による。
7 茨城県病院局代用公舎利用規程に基づき代用公舎を利用することが出来る。
8 日本ACLS協会茨城トレーニングサイトが主催するBLS及びACLS講習の受講費用については、全額又は一部を病院負担とする。
9 各種医学文献検索サービスを利用することが出来る。
10 個々の研修医に、更衣ロッカー、勤務衣、ノートパソコン及び自席を貸与する。

(医師賠償責任保険)

第6条 研修医は、保険期間開始日が臨床研修開始日である医師賠償責任保険に自ら加入し、入職後7日以内に保険証書の写し等を病院長に提出しなければならない。

(研修医の募集及び採用)

第7条 研修医の募集は、別に定める募集要項を公告して行う。
2 研修医の採用は、採用候補者選考試験(以下、「採用試験」という。)及び医師臨床研修マッチングの結果により行う。
3 採用試験は、筆記及び面接によるものとする。
4 試験の評定は、研修管理委員長、研修WG議長、看護局長又はそれに準ずる者、事務局長又はそれに準ずる者により、信頼性及び客観性を担保して行う。
5 医師臨床研修マッチングの希望順位登録に当たっては、採用試験結果に基づく研修WGでの協議を経て、病院長がその順位を決定する。

(研修プログラム)

第8条 研修医は、研修プログラムに基づき臨床研修を行う。

(プログラム責任者)

第9条 プログラム責任者は、医療研修推進財団が主催するプログラム責任者養成講習会を修了した医師について、病院長が任命する。
2 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行い、各研修分野の臨床研修を統括管理する。
3 プログラム責任者は、研修WGにおいて、個々の研修医の臨床研修到達目標の達成度を把握、評価し、進捗に不足及び遅れのある研修医に対し、必要に応じた臨床研修計画の変更及び各指導医との連絡、調整を含む指導を行う。

- 4 プログラム責任者は全ての研修医に対し年2回以上の面談（形式的評価，フィードバック）を行う。
- 5 プログラム責任者は，研修医が臨床研修省令に基づき臨床研修を休止する際には，休止理由の正当性を判定し，研修管理委員会及び病院長に報告する。
- 6 プログラム責任者は，修了認定審査に当たり，個々の研修医のPG-EPOCの記録及びその他の実績等に基づき「臨床研修の目標の達成度判定表」を作成し，研修管理委員会に修了の是非を諮る。

（臨床研修指導医）

- 第10条 病院長は，卒後7年以上の臨床経験を有する医師で，厚生労働省令に基づく内容で開催された指導医養成講習会を修了した医師について，臨床研修指導医（以下，「指導医」という。）に任命する。
- 2 指導医は，各分野終了ごとに個々の研修医の評価を，PG-EPOCを利用してプログラム責任者に報告する。
 - 3 指導医による研修医の評価に当たっては，当該研修医を指導し又はともに業務を行った医師，看護師及びその他の職員と多様な情報を共有し，総合的に勘案したうえで責任をもって評価を行う。
 - 4 指導医は，日頃から研修医と十分に意思の疎通を図り，指導状況と評価結果が乖離しないように努める。

（指導者）

- 第11条 病院長は，次の者を指導者に任命する。
- (1) 看護局長，総看護師長，副総看護師長，看護師長，医療安全管理対策室及び感染制御室の専門看護師又は認定看護師等。
 - (2) 各コメディカル部門の長
 - (3) 薬剤局長，薬剤科長
 - (4) 事務局次長
 - (5) その他，病院長が特に必要と認める者

（臨床研修計画）

- 第12条 臨床研修計画の策定に当たっては，研修医に対する事前の希望調査を経て案を作成し，研修WGにおいて到達目標達成の見込み等について審査のうえ，研修管理委員会に諮り，病院長が決定する。
- 2 研修WGは，研修医から研修分野及び時期等の変更の希望があった際には，その正当性について審査するとともに，可能な限り希望に添うよう調整する。

（指導体制）

- 第13条 プログラム責任者は，研修プログラムの企画立案，実施の管理並びに研修医に対する助言，指導その他の援助を行い，研修プログラムを統括管理する。
- 2 各研修分野の正部長又はそれに準ずる者は，指導医と密接に連携して臨床研修の進行管理を行い，指導医に対する助言，指導その他の援助を行うとともに，研修医に直接指導を行う。
また，研修医に起こり得る様々な問題を予測し，必要に応じてプログラム責任者に報告する。
 - 3 各研修分野の指導医は，研修医に直接的に指導を行うほか，密接に連携を取りつつ管理監督下に置いている上級医を通じて間接的にも研修医に指導を行う。（屋根瓦方式による指導体制）
また，研修医の身体的，精神的問題が生ずる徴候等について予測し，当該研修医の状況について，随時，各研修分野の正部長又はそれに準ずる者に報告する。
 - 4 研修WGは，指導状況等について情報を収集し，研修医の身体的，精神的問題が生ずる徴候等について予測し，また，問題発生時には速やかに対策を講じるとともに，必要に応じて病院長及び研修管理委員会に報告する。
 - 5 研修医の代表は，研修管理委員会，研修WG，医療安全管理対策委員会，感染管理対策委員会，医学医療情報利活用検討委員会及び医療スキルトレーニング室ワーキング・グループに委員として参加し，その他，臨床以外の医療教育や，医師としての教養を身に付けるための様々な社会経験の場において，全ての病院職員ほか，地域住民とも関わりを持つ。

（臨床研修の実務）

- 第14条 研修医の実務等については臨床研修実務規程に別に定める。

（研修医の健康管理）

- 第15条 研修医は，入職時に，別に定める健康調査票（各疾患の抗体価等報告書）を研修管理委員会に提出し，必要に応じて各種予防接種を受けなければならない。

- 2 研修医は、毎年、定期健康診断1回及び特定業務健康診断1回を受けなければならない。
- 3 研修医、指導医等及び指導者は、研修医に肉体的、精神的な健康上の問題が生じた場合又は生じる恐れのある場合、速やかに指導医等又はプログラム責任者に報告しなければならない。
- 4 研修医は、健康上の問題等で休暇を取得する場合、遅滞なく、医師間で担当患者に係る診療上の申し送りを行うとともに、臨床研修センター事務局に、欠席の旨を連絡しなければならない。
連絡先（0296）77-1121（代） 茨城県立中央病院医師教育研修室
- 5 研修医は、産業カウンセラーによるメンタル相談（健康支援室）を受けることができる。
カウンセラーは、健康に不安があり又は何らかの治療等が必要と思われる研修医については、産業医に報告する。なお、メンタルヘルス相談の内容を、当該研修医の承諾なくまま研修管理委員会が知り得ることはない。
- 6 産業医は、健康相談において対処が難しいと判断した場合は、研修管理委員会の承諾を得ずに、専門医受診の手配等を行うことができる。

（臨床研修の評価、修了認定の基準及び手順）

第16条 臨床研修の評価項目等は、臨床研修省令等に基づく。

- 2 臨床研修の在り方及び評価の基準は、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費「新たな臨床研修の到達目標・方略・評価を踏まえた指導ガイドラインに関する研究」研究班及び生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室による「医師臨床研修ガイドラインー2020年度版ー」による。
- 3 臨床研修の評価及び記録は、国立大学病院長会議、オンライン卒後臨床研修評価システム（EPOC）運営委員会及び大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）による卒後臨床研修医用オンライン臨床教育評価システム（PG-EPOC）を使用する。
- 4 臨床研修の評価者は、研修医に関わる全ての指導医及び指導者とする。ただし、同一診療科及び同一部署に複数の指導医または指導者がいる場合は、情報を共有し意見を摺り合わせて評価票を作成する。
- 5 臨床研修修了認定の基準は次のとおりとする。
 - (1) 2年間の臨床研修期間中に必修科目及び病院必修科目の各研修期間を満たし、かつ、休止期間が90日未満であること。
 - (2) 本条第7項から第10項までに定める到達目標を達成していること。
 - (3) 評価結果等から臨床医としての適性が認められること。
- 6 臨床研修1年次終了の基準は次のとおりとする。
 - (1) 本条第9項に定める「経験すべき26疾病・病態」について、10症例以上を完了していること。
 - (2) 本条第10項に定める内容を完了していること。
- 7 研修医は、各研修分野終了毎3日以内に、PG-EPOCの各評価票に必要事項を登録しなければならない。なお、指導者（看護師等）に対する評価を、フリーコメント欄に必ず記載する。
- 8 研修医は、修了基準（経験すべき29症候の経験）について、新たに経験の都度、電子カルテの病歴要約（考察まで含まれたもの）を印刷、押印のうえ、臨床研修センター事務局に提出しプログラム責任者の検認を受け、また、経験の都度にPG-EPOCに登録しなければならない。
- 9 研修医は、修了基準（経験すべき26疾病・病態の経験）について、新たに経験の都度、電子カルテの病歴要約を印刷、押印のうえ、指導医の確認及び添削を受けた後に臨床研修センター事務局に提出し、また、経験の都度にPG-EPOCに登録しなければならない。
- 10 臨床研修省令が定める到達目標に加え、当院独自の修了基準を次のとおりとする。
 - (1) 救急レポート提出 実施回数の 90%以上
 - (2) 講習会等への参加
 - ① 医療安全講習会 年2回以上出席
 - ② 感染対策講習会 年2回以上出席
 - ③ CPC 開催回数の100%出席
（沖縄県立宮古病院における研修中に開催したもの及び出産・育児・疾病等の正当な事由により欠席した場合は、開催済CPCの資料に基づき自身でレポートを作成し、病理診断科医師の検認及び個別指導を受けることで出席扱いとする）
 - ④ レジデント・レクチャー（1年次） 開催回数の 70%以上
 - ⑤ 内科カンファレンス（内科研修中） 開催回数の 70%以上
- 11 臨床研修の修了は、臨床研修の実施期間、到達目標の達成度及び臨床医としての適性有無を総合的に勘案して決定するものとし、具体的な手順は次のとおりとする。
 - (1) 随時評価
研修WGは、個々の進捗状況を確認するとともに不足や遅れが生じている研修医について具体的な対策を講じる。

(2) 形成的評価（年2回以上）

研修管理委員長、プログラム責任者及び副プログラム責任者は、個々の研修医について年2回以上の個別面談通じた形成的評価を行うとともに、将来進路に応じた臨床研修計画の調整を行うほか、必要に応じてその他の相談にも応じ、良き理解者として助言や支援を行う。

(3) 研修管理委員会（年3回及び必要に応じて臨時開催）

個々の研修医の到達目標の達成度を病院群全体で共有し、不足や未達が見込まれる部分について対策を講じる。

また、指導体制の評価結果を病院群全体にフィードバックし、必要に応じて臨床研修の在り方を協議して病院長に改善の提言を行う。

(4) 修了認定（仮）審査

2年次の2月に開催する研修WGにおいて、個々の研修医の到達目標の達成度から臨床研修の修了を（仮）審査する。不足や未達がある研修医については、未修了（臨床研修の継続）を視野に入れた修了までの対策を講じる。

(5) 修了認定（本）審査

2年次の3月に開催する研修管理委員会において、個々の研修医の臨床研修修了の是非を厳正に審議し、結果を病院長に報告する。

(6) 修了認定

病院長は、研修管理委員会の報告を受けて、個々の研修医の臨床研修修了を認定し又は未修了を決定する。

（臨床研修の中断及び再開）

第17条 臨床研修の途中における中断は、次の場合にのみ研修管理委員会において審査のうえ病院長が認める。

(1) 研修医本人の妊娠、出産、疾病等により、臨床研修を継続することが出来なくなった場合。

(2) 大規模広域災害等により研修プログラムの正常な運営が困難となった場合。

(3) 研修医が臨床医としての適正を著しく欠き、当院として教育・指導を行っても改善されない場合。

(4) その他、研修管理委員会が審査し正当と認める事由の場合。

2 研修管理委員会は、各研修分野の正部長又はそれに準ずる者、指導医、上級医、指導者等の意見を良く聴取し、病院長に研修医の臨床研修の中断を勧告することが出来る。

3 病院長は、前項の勧告を受けて、臨床研修を中断することが出来る。

4 臨床研修の中断に当たり、病院長は当該研修医に臨床研修中断証を交付し、当院又は他の臨床研修病院における臨床研修の再開のための進路指導及びそのための支援を行う。

5 臨床研修を中断した場合、病院長は速やかに臨床研修中断報告書等を関東信越厚生局あて提出する。

6 臨床研修の再開について、研修管理委員会は、臨床研修を中断した研修医と綿密に打ち合わせ、無理なく臨床研修の修了基準を満たすための再履修計画表を作成し、再開の日から1か月以内に関東信越厚生局長に提出する。

7 他の臨床研修病院において臨床研修を中断し、当院において再開する研修医についても、前6項と同様に取り扱う。

（臨床研修の修了）

第18条 病院長は、臨床研修を修了した研修医に対し、臨床研修修了証（臨床研修省令による様式）及び臨床研修履修証明書（当院による様式）を交付する。

（臨床研修の記録の保管）

第19条 臨床研修に関する次の記録について、原則として永久保存とする。

(1) 研修医の採用に関する書類

(2) 研修医の資格に関する書類

(3) 研修医の全ての履修記録及び当該研修プログラムに関する書類

(4) 研修医の特記すべき事案に関する書類

(5) 研修医の臨床研修修了後の進路等に関する書類

2 臨床研修の記録について開示を求められた場合については、行政情報公開の基準による。

（修了者等の追跡調査及び支援）

第20条 研修管理委員会は、修了者に関する情報を収集し、前条に準じて保管する。

2 研修管理委員会は、修了者等から各種証明書作成等の支援要請を受けた場合は、出来る限りの支援を行う。

（その他）

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は研修管理委

員会が都度に定める。

- 附 則
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則
この規定は、平成 26 年 3 月 19 日から実施する。
- 附 則
この規定は、平成 27 年 3 月 18 日から実施する。
- 附 則
この規定は、平成 29 年 7 月 5 日から実施する。
- 附 則
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則
この規定は、令和 5 年 1 月 10 日から実施する。